

税 医療費控除の申告には医療費通知を利用できます

問合せ／国保年金課(☎232-9166)

国民健康保険では、医療費通知として、「医療費のお知らせ」を世帯主の方に送付しています。今年度は、令和2年7月～10月診療分の4か月分のお知らせをまとめて2月初旬に送付します。

なお、令和2年11月・12月診療分のお知らせは、6月初旬に送付します。確定申告の際は、領収書などから「医療費控除の明細書」に転記のうえ、申告をしてください。
※医療費通知の再発行には2週間程度かかりますので、大切に保管してください。

所得税などの医療費控除の申告手続きが、従来の医療費などの領収書を添付する方法から、「**医療費控除の明細書**」を作成する方法に変わりました。医療費通知を添付することで、「医療費控除の明細書」への記載を簡略化することができます。

【医療費通知を利用する際の留意点】

- ①医療機関等からの請求に基づき作成しています。医療機関等からの請求が遅れた場合などは、医療費通知に記載されていません
- ②健康保険の対象となる医療費のみを記載しています。保険の対象とならない診療費等(診断書などの文書料、室料差額、歯科の差額材料費、薬の容器代など)は記載されていません
- ③公費負担医療、出産育児一時金、高額療養費がある場

合などは、「生命保険や社会保険などで補てんされる金額」として申告が必要です

- ④医療費通知では、診療報酬明細書を基に医療費の総額と負担割合を計算し、1円単位で記載していますので、実際に医療機関などで支払った金額と異なる場合があります。この場合、医療費通知に記載された金額に基づき、医療費控除の額を計算することができます。
- ⑤医療機関などからの診療報酬明細書は、審査支払機関等による審査により減額される場合があります。実際に医療機関などで支払った金額と異なる場合があります。
※医療費控除のために医療費通知を提出する際は、被保険者証番号などを、番号が復元できないようにペンで塗りつぶすなどの処理をしてください
※医療費通知に記載されている自己負担額が、実際に支払った自己負担額と一致していない場合でも、「医療費のお知らせ」の修正や再作成は行いませんので、ご自身で実際に負担した額を「医療費控除の明細書」に記載のうえ、申告してください。
※2月初旬に送付する「医療費のお知らせ」は、令和2年12月16日現在の情報で作成しているため、国民健康保険の資格喪失手続きをしていない方、基準日以降に手続きをした方にも送付しています。国民健康保険の資格喪失手続きをしていない方は、下の「国民健康保険の手続きをお願いします」をご覧ください。

税
|| 税など
暮
|| 暮りし

税 国民健康保険の手続きをお願いします

問合せ／国保年金課(☎232-9526)

水戸市に住居登録をしている方で、国民健康保険に未加入の方は、届出が必要です(職場の健康保険に加入している方とその被扶養者、後期高齢者医療該当者、生活保護を受けている方は必要ありません)。また、国民健康保険に加入している方で、右表のような異動があった場合は、14日以内に手続きが必要です。

手続先／国保年金課、各出張所
手続に必要なもの／印鑑、マイナンバーカードまたは通知カード、右表に該当するもの

- ※窓口で保険証を受取る場合は、本人であることを確認できるもの(運転免許証やパスポート、マイナンバーカードなど)が必要です。別世帯の方が受取る場合は、委任状が必要です。
- ※マル福受給者は、医療福祉費受給者証の変更手続きも必要ですので、受給者証をお持ちください。

	こんなとき	必要なもの
国保に入るとき	他の市区町村から転入してきた	前年分の所得証明など ※ない場合は、市が前住所地に照会します。
	職場の健康保険を脱退した	資格喪失証明書または退職証明など、退職日の確認ができるもの
	家族の健康保険の被扶養者からはずれた	資格喪失証明書または被扶養者からはずれた証明書
	子どもが生まれた	母子健康手帳
	生活保護を受けなくなった	保護廃止(停止)決定通知書
国保をやめるとき	他の市区町村に転出する	保険証
	職場の健康保険に加入した	国保と加入した健康保険の両方の保険証(職場の健康保険が未交付の場合は加入したことを証明できるもの)
	家族の健康保険の被扶養者になった	保険証
	国保の被保険者が死亡した	保険証
	生活保護を受けるようになった	保護開始決定通知書、保険証
その他	市内で住所が変わった	
	世帯主や氏名が変わった	保険証
	世帯を分けた、一緒にした	
	修学や施設入所などで市外に住所を移した	在学(在園)証明書、保険証 ※保険証の更新には毎年申請が必要です。また、修学や施設入所を終えた場合などは、その届出が必要です。
	保険証をなくした、汚れて使えなくなった	本人であることを証明するもの ※別世帯の方が再発行を申請する場合は委任状が必要です。

新築 市営砂久保住宅(子育て世帯用)・市営河和田住宅の入居者を募集します

問合せ／県住宅管理センター(大町3大町ビル内、☎297-8360)または市住宅政策課(☎232-9200)

市営砂久保住宅(子育て世帯用)



所在地／新莊2-15-33
入居予定日／4月1日(木)
募集戸数／15戸

入居期間／最大2年間 ※定期借家となりますが、中学生以下の子どもがいる場合など、入居資格を満たしている場合、2年を限度として、何度でも入居期間を延長することができます。



▼市営砂久保住宅の内容と家賃の概要

鉄筋コンクリート 4階建1棟16戸	間取り	戸当たり 住居面積	家賃
子育て世帯用	3LDK	64.88㎡	30,700～ 60,300円

※家賃は、世帯構成・所得により決定します。駐車場(1住戸につき1台)を利用する場合は、別途使用料として月額2,100円がかかります。

市営河和田住宅



所在地／河和田3-2536
入居予定日／4月1日(木)
募集戸数／13戸

▼市営河和田住宅の内容と家賃の概要

鉄筋コンクリート 6階建1棟30戸	募集 戸数	間取り	戸当たり 住居面積	家賃
一般世帯用	8戸	2LDK	60.92㎡	28,800～ 56,600円
4人以上世帯用	3戸	3DK	65.53～ 68.39㎡	31,000～ 63,500円
単身者世帯用	1戸	2DK	49.90㎡	23,600～ 46,400円
肢体障害者世帯用	1戸	2DK	63.96㎡	30,300～ 59,400円

※家賃は、世帯構成・所得により決定します。駐車場(1住戸につき1台)を利用する場合は、別途使用料として月額2,100円がかかります。

申込資格／以下のすべての要件を満たす方

- ・現に同居または同居しようとする親族(婚姻の予約者などを含む)がいる
- ・市町村税を完納している
- ・入居者または同居親族が暴力団員でない
- ・収入月額が158,000円以下である(条件により、214,000円以下となる場合あり)
- ・現に住宅に困窮していることが明らかである
- ・下表の住戸タイプ別入居者資格に当てはまる方

▼住戸タイプ別入居者資格

住戸タイプ	入居者資格
子育て世帯用	小学生以下の子どもを含む3名以上であるまたは妊婦がいる2名以上の世帯である
一般世帯用	2名以上3名以下の世帯である
4人以上世帯用	申込時または入居時の人数が4名以上である
単身者世帯用	60歳以上または身体障害者手帳1～4級の交付を受けているなど
肢体障害者世帯用	2名以上の世帯で、車いすを常時使用する方がいる

申込み／1月15日(金)～29日(金)の午前8時30分～午後5時15分に受付けますので、申込書に記入し、直接、県住宅管理センターへ ※土・日曜日を除く。申込書は、同センターにあります。

▼抽選会・入居説明会

定数を超えた場合、抽選会を行います。あわせて、入居説明会も行います。期日／2月12日(金)

時間／市営河和田住宅…午前10時
市営砂久保住宅…午後2時

場所／アダストリア みと アリーナ

※抽選方法など、詳細は、同センターホームページ(<http://www.ijkc.jp>)をご覧ください。右の二次元コードからも確認できます。



令和2年度 納期のお知らせ
納期限／2月1日(月)

納付するもの	課税に関する問合せ
市県民税第4期分	市民税課(☎232-9138)
国民健康保険税第7期分	国保年金課(☎232-9526)
後期高齢者医療保険料第7期分	国保年金課(☎232-9528)
納付に関する問合せ／収税課(☎232-9145)、後期高齢者医療保険料については国保年金課(☎232-9528) ※新型コロナウイルス感染症により経済的な損失を受けた方は、徴収猶予の特例制度を利用できる場合があります。詳細は、収税課にお問合せください。	

第1期(全期)から振替する場合の受付期限

税目	ゆうちょ銀行	その他の金融機関
固定資産税・都市計画税	2月26日(金)	3月10日(水)
軽自動車税(種別割)	3月31日(水)	4月9日(金)
市県民税	4月30日(金)	5月10日(月)
国民健康保険税	5月31日(月)	6月10日(木)

市税の納付には口座振替がおすすめです

問合せ／収税課(☎232-9145)

市税の納期限の日に、預(貯)金口座から自動的に納付される、口座振替払の申込みを付けています。

対象税目／市県民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税、軽自動車税(種別割)

振替方法／期別ごとの振替(納期限の日ごとに振替する方法)または全期分の一括振替(第1期分の納期限の日に1年分を全額振替する方法) ※税目ごとに2種類の振替方法から選択できます(軽自動車税を除く)。軽自動車税は、所有する全車両分を一括で振替します。口座振替で納付した方には、6月下旬に継続検査用納税証明書を送ります。5月31日～6月下旬に車検を受ける予定の方は、納付書で納付してください。

受付期間／1年をとおして受け付けます。令和3年度の第1期から期別ごとの振替または全期分の一括振替を希望する方は、左表の期日までに申し込んでください ※年度途中で「全期分の一括振替」を申し込む場合、申し込んだ年度分は、「期別ごとの振替」となり、翌年度分から「全期分の一括振替」となります。

申込み／市内の金融機関に納税通知書、預(貯)金通帳、届出印をお持ちになり、備付けの用紙に記入のうえ、申し込んでください ※すでに口座振替を利用している方で、振替方法を変更する場合にも再度申込みが必要になります。後日、振替開始時期が記載された「口座振替開始のお知らせ」のはがきを送ります。

税など

国民年金保険料の納め忘れはありませんか

国民年金は、老後や障害・死亡といった不測の事態が生じたときに、生活の大きな支えとなります。保険料の納め忘れが続くと、将来の老齢基礎年金や、障害基礎年金、遺族基礎年金を受けられなくなる場合があります。まだ納付が済んでいない方は、金融機関またはコンビニエンスストアなどで、期限内に納付してください。

なお、納付が免除・猶予される制度があります。納付が困難な場合には、相談してください。保険料／1か月1万6540円(令和2年度) ※納めた保険料は、社会保険料控除として全額控除の対象になります。問／水戸北年金事務所(☎233-1-2208)または市国保年金課(☎232-9526)

保健福祉

児童手当の手続きを

支給開始月／申請した翌月分から 提出書類／保護者の健康保

険証、通帳、マイナンバーが確認できる書類、身分証明書など ※世帯の状況によって、必要な書類が別途発生する場合あり。

支給月額

支給対象児童	月額	
3歳未満	15,000円	
3歳以上小学校修了前	1・2人目	10,000円
	3人目以降	15,000円
中学校修了前	10,000円	
所得制限額以上の所得の場合、特例給付として	5,000円	

※15歳になって最初の年度末分まで支給。

募集 医師による在宅医療と介護が見えるお話し会

日／2月4日(木)、午後2時～3時30分 場／大久保病院(石川4) 対／市内に居住する方、介護・福祉に携わる方 人／30名(定員になり次第締切り) 料／無料

申／2月1日(月)までに、電話で、北部高齢者支援センター(☎246-6003)へ 問／同センターまたは地域支援センター(☎232-9110)

募集 歯つらつ講座

身体の不調につながる、食べこぼしや口の臭いが気になるな

災害時はラジオなどで情報を発信します
FMぱるるん(76.2MHz)で割込み放送を行います。
水戸市公式Facebook・Twitterなどの各種媒体でも情報を発信します。



2月4日に「水戸市いっせい避難訓練」を実施します

問合せ／防災・危機管理課(☎232-9152)

東日本大震災から、まもなく10年が経過します。災害時には、まず自分の身を守ることが重要です。この機会に、防災について、市民の皆さん一人一人考え、家族などと話し合ってみませんか。

水戸市いっせい防災訓練では、東日本大震災と同規模の地震が起きたと想定し、災害時に活用する伝達手段で、災害情報を模擬的に発信します。自分の身を守るための安全行動を確認しましょう。

その場でできる訓練なので、積極的に参加してください。防災ラジオでの情報発信も行います。自動的に電源が入るかなど、情報の入手方法もあわせて確認してください。

日時／2月4日(木)、午前11時5分

伝達手段／緊急速報メール、防災行政無線、茨城放送(1197kHz)、FMぱるるん(76.2MHz)、SNS(LINE、Twitter、Facebook)など

安全行動のポイント

- 机の下に入るなど、頭を守る
- 屋外で、落下物や塀の倒壊のおそれがある箇所や、がけの付近から避難する



水戸市いっせい防災訓練の注意点

- いっせい防災訓練は、訓練会場に集まることなく、参加者が自宅、学校、職場などで行います
- 仕事の都合などで、訓練に参加できない方も、日頃から安全行動を確認しましょう
- 自動車や自転車の運転中など、移動の際は、安全のため、訓練を行わないでください
- 市内にある携帯電話に、緊急速報メールが一斉に配信され、専用の着信音が鳴ります。鳴らしたくない場合は、事前に携帯電話の電源を切ってください

暮らし

市民課の受付状況をパソコンなどから確認できます

市民課窓口の混雑状況や、各種手続きの呼び出し状況などが、

☎253336550
☎253336550

発達障害児との関わり方についての講演会です。
日／2月10日(水)、午後1時30分～3時30分 場／市福祉ボランティア会館(ミオス2階) 対／市内に居住している発達障害に関心のある方 人／45名(定員になり次第締切り) 料／無料
申・問／1月29日(金)までに、ファックスに、氏名、電話番号、勤務先を記入し、子ども発達支援センター(☎253336550)へ

募集 発達障害について の講演会

どのオールフレイル(口の虚弱を防ぎましょう)。
日／2月25日(木)、午後1時30分～3時 場／双葉台市民センター 対／市内に居住する65歳以上の方 人／15名(定員になり次第締切り) 料／無料
申・問／2月22日(月)までに、電話で、地域支援センター(☎29759003)へ

県民交通災害共済にご加入ください

パソコンやスマートフォンから確認できます。ぜひご利用ください。
対／市民課窓口で取扱う次の手続き ① 戸籍の届出 ② 証明書等の受付 ③ 引越しのこと ④ マイナンバーに関すること ⑤ マイナンバーカードの受取 ⑥ 印鑑登録のこと ⑦ お渡し窓口(証明書等の交付)
問／市民課(☎232-9156)



共済内容／自動車での交通事故や公道での自転車乗車中の転倒によるけがなどで、3日以上通院または入院した場合に、見舞金を支給 共済期間／4月1日(4月1日以降に加入した場合は、申込日の翌日)～令和4年3月31日 対／市の住民基本台帳に登録している方 会費／大人900円、中学生以下500円 受付場所／生活安全課、各出張所、各市民センター 申／2月1日(月)から受付けますので、申込書に記入し、会費を添えて、直接、受付場所へ ※申込書は、各受付場所にあります。各市民センターでは、5月31日(月)まで受付けます。
問／生活安全課(☎224-1133)

募集

専門家による空き家・
空き地相談会

空き家や空き地の売却、利活用などに関する相談、法律問題に宅建士が応じます。

期・場／2月18日(木)：上大野市民センター 2月25日(木)：桜川市民センター 時／午後1時～3時 ※相談は、一組あたり約30分。 対／市内に空き家・空き地または将来空き家になることが見込まれる住宅を所有している方 料／無料 申／2月5日(金)までに、直接または電話、ファックス、Eメールに、氏名、電話番号、具体的な相談内容を記入し、県宅地建物取引業協会水戸支部 ☎0303-85585、☎0303-8077、☎take

火災の発生に気をつけましょう

▼たき火による火災の防止に努めましょう

市内では、特定の場合を除き、たき火・野焼きを禁止しています。

例年、年明けから春先にかけて、たき火が原因となる火災が多く発生しています。空気が乾燥した風の強い日にたき火をして拡大してしまったり、消火が不十分であったため再び燃えだしたりするなど、火災の多くは、火の取扱いに対する不注意が原因です。火の取扱いには、十分に注意しましょう。

▼放火防止に努めましょう

放火による火災を防ぐために、次のことによく気をつけましょう。

- 家の周りは整理整頓し、燃えやすいものを置かない
- 家の周りを明るくする
- ごみは指定日の決められた時間に出す
- 外出時や就寝時は、玄関や通用口を施錠する
- 空き家、倉庫、車庫を施錠する
- 地域ぐるみで放火防止対策に取り組む

問合せ／火災予防課(☎221-0119)

農業集落排水施設使用料
の納付を忘れずに

nmto@sage.ocn.ne.jp) < 問／同支部または市生活安全課 (☎224-1113)

農業集落排水事業は、家庭から出る汚水などを適正に処理することにより、地域の水環境・生活環境の改善を図るものです。農業集落排水施設は、使用料で運営していますので、忘れずに納付してください。 使用料の納付には、便利な口座振替をお勧めしています。預金通帳、通帳印、納入通知書兼領収書をお持ちのうえ、各金融機関で申込んでください。 問／農業環境整備課(☎222-9183)

違反建築物防止のお願い

建築基準法の目的や内容の理解を深め、違反建築物の発生防止や、建築物の安全性の確保などを心がけましょう。

建築主や設計者、工事施工者は、建築基準法の内容を十分に把握し、疑問があれば行政機関に相談するなど、違反建築物とならないように注意しましょう。 また、建物を建てる際には、建築確認を受けるだけでなく、中間検査や完了検査を必ず受けましょう。

建物を取壊す際も、着工7日前までに、建設リサイクル法の届出書を忘れずに提出しましょう。 問／建築指導課(☎222-9210)

看護職の届出制度

看護師などの免許を持っている方で、その仕事に従事していない方は、氏名などを届出するように努めることが法律で定められています。

それぞれの状況に応じて、復職の際に支援が受けられますので、届出をお願いします。

対／保健師、助産師、看護師、准看護師 届出方法／届出用紙に記入し、直接、県ナースセンター(緑町3)へ ※届出用紙は、

同センターにあります。専用サイト(<https://tookeru.nurs-center.net/todok>)からも届出ることが出来ます。



問／同センター(☎221-7021)または市保健総務課(☎05-9291)

小学生向けバッグ・
巾着を販売しています

身体障害者就労支援施設のぞみ(河和田町)で、小学生向けの縫製品を販売しています。

料／キルティングバッグ(ファスナー、肩ひも付)2800円、上履き入れ500円、体操服入れ500円 問／同施設(☎257-8801)



水戸の梅まつり開催に伴う
通行許可証の発行

交通規制区域内(常盤町・元山町の一部)にお住いの方に、通行許可証を発行します。

申／2月6日(土)・7日(日)の午前9時～午後4時に、印鑑、



近所SNSマチマチ
「広報みと」をご覧になれます。
利用者同士でさまざまな情報を交換できます！



水戸市公式LINEアカウント
「広報みと」の発行をお知らせします！
イベント情報なども随時配信中♪

マチマチ

募集 県立盲学校・
県立水戸聾学校入学者

▼県立盲学校
対象／視覚障害があり、次の条件に該当し、県内に居住する方 幼稚部…平成27年4月2日～平成30年4月1日までに生まれた方 高等部本科…中学校を卒業した方または令和3年3月卒業見込みの方 高等部専攻科…高等学校を卒業した方または令和3年3月卒業見込みの方
申込み／県立盲学校(☎221-3388)へ

▼県立水戸聾学校
対象／聴覚障害があり、次の条件に該当し、県内に居住する方 幼稚部…平成27年4月2日～平成30年4月1日までに生まれた方 高等部本科…中学校を卒業した方または令和3年3月卒業見込みの方
申込み／県立水戸聾学校(☎241-1018)へ
願書受付期間／2月8日(月)～10日(水)・12日(金)
入学選考日／3月3日(水)

問合せ／各学校または市学校管理課(☎306-8673)
※入学を希望する方は、事前に、電話で、各学校へ連絡してください。

1月24日～30日の全国学校給食週間にあわせて、市内学校の児童生徒による学校給食をテーマとした標語や絵画などの作品を展示します。
期／1月28日(木)～2月10日(水)

全国学校給食週間
標語・絵画の展示

文化・教養・スポーツ

自動車検査証(写し可)、運転免許証(写し可)をお持ちのうえ、常磐神社社務所別館へ
問／水戸観光コンベンション協会(☎224-0441)または市観光課(☎232-9189)

世界のチョコレートの販売などを行います。
期／2月5日(金)～7日(日)
時／午前10時～午後4時 場／市役所1階多目的ホール ※入場制限を行う場合があります。
問／世界チョコレートフェスティバル実行委員会(中川学園調理技術専門学校内、☎251-6

MITO世界チョコレート
フェスティバル

※日曜日を除く。 時／火～金曜日：午前9時～午後7時30分 月・土曜日：午前9時～午後4時30分 場／総合教育研究所 問／学校給食共同調理場(☎251-3506)

市民観光ボランティア「歴史アドバイザー水戸」
偕楽園や弘道館などを訪れる方に水戸の歴史などを紹介・案内するボランティアアガイドです。対／市内に居住するおおむね70歳以下の方

募集
市民観光ボランティア
「歴史アドバイザー水戸」
問／農業委員会事務局(☎232-9264)

展示場所	期間	対象小・中学校
市役所1階多目的スペース	2/15(月)～26(金)	稲荷第一小、下大野小、大場小、上大野小、緑岡小、妻里小、内原小、鯉淵小、常磐小、上中妻小、河和田小、新莊小、渡里小、飯富小、柳河小、双葉台中、笠原中、茨城大学附属中
各地区の市民センター	3/2(火)～9(火)	各学区ごとに展示

小・中学生
農業体験活動展
米つくりやイモ堀りなどの農業体験をした子どもたちの写真や絵などを展示します。

募集
観梅！
偕楽園ジオツアー
地質や歴史などに触れながら偕楽園を歩いてみませんか。
日／3月7日(日)、午前9時30分～午後2時 場／千波湖、偕楽園 人／20名(定員になり次第締切り) 料／2000円(昼食代、資料代など) 申／2月21日(日)までに、茨城県北ジオパーク推進協議会ホームページ(htt://www.ibaraki-geopark.com)から申込み ※電話での申込みを希望する場合は、同協議会事務局武田方(茨城大学内、☎228-8885)へ。動きやすい服装で参加してください。
問／同武田方または市観光課(☎232-9189)



▼説明会
日／2月2日(火)、午前10時から 場／県三の丸庁舎
申・問／1月29日(金)までに、電話で、水戸観光コンベンション協会(☎224-0441)へ

水戸市役所 ☎029-224-1111(代表) https://www.city.mito.lg.jp

日…日時 期…期日、期間 時…時間 場…会場、場所 対…対象
人…定員 料…料金など 申…申込み 問…問合せ …共通事項

募集

国際交流協会の催し

▼ことばのひびきを楽しもう!

英語と日本語で読み聞かせや手遊び歌を楽しみませんか。

日時/2月14日(日)、午後2時~3時 定員/15名(定員になり次第締切り) 料金/無料 申込開始日/1月20日(水)

▼国際交流のつどい「水戸で“プチ世界旅行”」

水戸市周辺に居住する外国人市民4名が、それぞれの国の文化などを紹介します。体験ブースでは交流もできます。

期日/2月21日(日)、3月7日(日) 時間/午後1時30分~4時30分 定員/各30名(定員になり次第締切り) 料金/無料 申込開始日/1月27日(水)

場所/市国際交流センター(備前町)

申込・問合せ/各申込開始日の午前9時から受付けますので、直接または電話、ファックス、Eメールに、イベント名を明記のうえ、住所、参加者全員の氏名、年齢(子どものみ)、電話番号を記入し、市国際交流協会(☎221-1800、☎221-5793、✉mcia@mito.ne.jp)へ ※国際交流のつどいは、希望する期日も記入してください。両日希望する場合は、優先順位も。

募集

森林公園の催し

▼親子落葉かき

集めた落葉は、森林公園のヤギの寝床や、カブトムシなどの繁殖に利用します。

日/1月30日(土)、午前10時~正午 ※雨天順延。 場/森林公園大駐車場集合 対/小学生とその保護者 人/10組20名(定員になり次第締切り) 料/無料 持ち物/森林作業ができる服装 ※軽食・参加賞付き。 申込開始日/1月24日(日)

▼森の味噌づくり体験

味噌の仕込み作業を体験しませんか。完成した味噌は、12月

頃に配布する予定です。

日/2月14日(日)、午前9時30分~正午 場/森林公園森の交流センター 人/20名(定員になり次第締切り) 料/1000円(材料代) 申込開始日/1月25日(月)

募集

千波湖環境学習会

サケの稚魚を、桜川に放流します。

日/2月7日(日)、午後1時~3時 ※小雨決行。 場/千波

公園親水デッキ集合 人/50名(定員になり次第締切り) 料/無料 申/当日受付

問/県環境管理協会(☎248-7431)または市環境保全課(☎232-9154)

募集 野鳥観察会〜洳沼で越冬する渡り鳥たち〜

水戸駅からの送迎と昼食、温泉入浴をセットにした野鳥観察会です。

期/2月14日(日)・21日(日) 時/午前9時~午後2時45分 場/いこいの村洳沼(鉾田市箕輪) ※水戸駅南口集合 人/各50名 料/2500円(昼食代、入浴代、保険料など) 申/各開催日の3日前までに、電話で、いこいの村洳沼(☎291-137-1171)へ ※水戸駅からの送迎を希望しない場合など、詳細は、お問合せください。 問/同施設または市立博物館(☎226-6521)

募集 少年自然の家の催し

▼ネイチャーデイキャンプ

冬の静かな自然の中で、ダッチオーブンで調理体験してみませんか。

日/3月7日(日)、午前8時40分~午後1時15分 対/市内に居住または通学する小学生とそ

の家族 人/10組(定員を超えた場合は抽選) 料/一組2500円(材料費) 申込期限日/2月5日(金)

▼自然の家コレクション

自然の家の活動プログラムを体験してみませんか。

日/3月13日(土)、午前9時~正午 対/市内に居住または通学する小学生 ※保護者同伴。 人/20組(定員を超えた場合は抽選) 内容・料/焼き杉板作り:2000円 森の万華鏡作り:3000円 プラ板キーホルダー作り:1000円 スーパーボール口ケツ作り:1000円 ※このうち二つを選んで体験します。保護者の方が体験する場合は、活動プログラム一つから参加できます。 申込期限日/2月12日(金)

場/少年自然の家

申・問/各申込期限日までに、ファックスまたはEメールに、イベント名、住所、参加者全員の氏名(ふりがな)、性別、学校名(学年)、子どもごとの続柄、電話番号を記入し、少年自然の家(☎254-2200、☎254-22001、✉stizen@mitokou.or.jp)へ ※ネイチャーデイキャンプは、食物アレルギーの有無も記入してください。自然の家コレクションは、体験したい活動プログラム二つと、必要な材料の数も記入してください。



マイ広報紙
インターネット上で「広報みと」をご覧になれます。
記事検索もできます！

募集

市立博物館特別展「昭和浪漫 思い出の宝石箱」関連イベント

問合せ／市立博物館 (☎226-6521)

工作ワークショップ

▼キラキラ万華鏡を作ろう！

オリジナルの万華鏡を作ります。

期日／2月7日(日)・27日(土)

申込開始日／1月29日(金)

▼貝殻水族館～夏が来れば、思い出す～

貝殻や海藻を使って、魚やカメなどを
作り、水の中を再現します。

期日／2月14日(日)、3月7日(日)

申込開始日／2月2日(火)

▼昭和のボンネットバスを作ろう！

自分だけのボンネットバスを紙で作ります。

期日／2月21日(日)・28日(日)

申込開始日／2月9日(火)

▼妖怪さまを作ろう！

ちょうちんおばけや踊るガイコツを作ります。

期日／2月23日(火)、3月13日(土)

申込開始日／2月12日(金)

時間／午前10時～11時30分、午後1時～2時30分

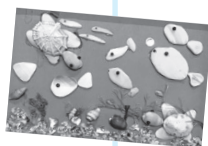
場所／市立博物館

対象／小学3年生以下の子どもとその保護者

定員／各10組20名(定員になり次第締切り)

料金／無料

申込み／各申込開始日の午前9時から受付けますので、電話で、市立博物館へ



▼「冬の天使」に会おう！冬芽観察講座

春に向けて力を蓄えている冬芽を室内で観察し、その魅力を紹介します。

期日／2月13日(土)・20日(土)

時間／午前10時～11時30分、午後1時～2時30分

場所／市立博物館

定員／各20名(定員になり次第締切り) ※小学3年生以下は保護者同伴。

料金／無料

申込み／1月26日(火)の午前9時から受付けますので、電話で、市立博物館へ

▼ちんどん屋さんの練り歩き 全集中「鬼滅の刃」パフォーマンスと紙芝居

ちんどん屋さんが、「鬼滅の刃」のキャラクターや、紙芝居屋さんなどに早変わりします。

期日／2月21日(日)、3月6日(土)・14日(日)

時間／午前11時～正午、午後2時～3時

場所／市立博物館

定員／各20名(定員になり次第締切り) ※小学3年生以下は保護者同伴。

料金／無料

申込み／2月16日(火)の午前9時から受付けますので、電話で、市立博物館へ

▼ドリーム・トーク「宇宙への夢と憧れ」

アポロ11号の月面着陸から半世紀。壮大な宇宙のお話を聞きます。ジャグリングも見ることができます。

期日／2月28日(日)

時間／午前11時～正午、午後2時～3時

場所／市立博物館

定員／各20名(定員になり次第締切り) ※小学3年生以下は保護者同伴。

料金／無料

申込み／2月18日(木)の午前9時から受付けますので、電話で、市立博物館へ

昭和浪漫 思い出の宝石箱

今から半世紀前の水戸の様子を紹介します。

昭和の空気を感じてみませんか。

期間／2月6日(土)～3月14日(日)

開館時間／午前9時30分～午後4時45分

場所／市立博物館

入場料／一般200円 ※18歳以下、65歳以上の方は、無料。2月11日(木)・23日(火)、3月2日(火)～3月5日(金)・10日(水)は、「春の全館無料デー」のため入館無料。

休館日／月曜日



ご意見をお寄せください

意見公募期間／1月12日(火)～2月10日(水)(必着)
 閲覧場所／各担当課、情報公開センター、各出張所、各
 市民センター ※市ホームページでもご覧になれます。

意見の提出方法／直接または郵送、ファックス、Eメール
 で、各担当課へ
 問合せ／各担当課

案件	担当課
水戸市障害福祉サービス事業基準条例の一部改正(案)	水戸市障害福祉課 (〒310-8610、☎350-8084、☎221-4447、✉iken-shougai@city.mito.lg.jp)
水戸市指定障害福祉サービス事業等基準条例の一部改正(案)	
水戸市障害者支援施設基準条例の一部改正(案)	
水戸市指定障害者支援施設等基準条例の一部改正(案)	
水戸市地域活動支援センター基準条例の一部改正(案)	
水戸市福祉ホーム基準条例の一部改正(案)	
水戸市指定通所支援事業等基準条例の一部改正(案)	水戸市高齢福祉課 (〒310-8610、☎232-9174、☎232-9112、✉kourei@city.mito.lg.jp)
水戸市軽費老人ホーム基準条例の一部改正(案)	
水戸市養護老人ホーム基準条例の一部改正(案)	
水戸市特別養護老人ホーム基準条例の一部改正(案)	水戸市介護保険課 (〒310-8610、☎297-1018、☎232-9230、✉iken.kaigo@city.mito.lg.jp)
水戸市指定居宅サービス事業等基準条例の一部改正(案)	
水戸市指定介護予防サービス事業等基準条例の一部改正(案)	
水戸市指定地域密着型サービス事業基準条例の一部改正(案)	
水戸市指定地域密着型介護予防サービス事業基準条例の一部改正(案)	
水戸市指定居宅介護支援事業等基準条例の一部改正(案)	
水戸市指定介護予防支援事業等基準条例の一部改正(案)	
水戸市指定介護老人福祉施設基準条例の一部改正(案)	
水戸市介護老人保健施設基準条例の一部改正(案)	
水戸市介護医療院基準条例の一部改正(案)	

PHOTO NEWS できごと

感染症を想定した救急活動訓練

12月22日、新型コロナウイルス感染症などを想定した救急活動訓練を実施しました。感染防止衣やゴーグルなどを着用した救急隊員が、新たに導入した感染症患者を搬送するための資器材を使用し、活動の手順などを確認しました。

参加した救急隊員は「市民と隊員の安全を守るため、そして搬送先の医療機関に感染を広めないため、資器材を有効に活用していきたい」と話しました。



中学生交流会

市内各校の中学生が、意見交換などを行う交流会を12月22日に開催。今年は、緑岡中の生徒が考案した「コロナ禍で私たちができることとは」をテーマに、各校をインターネットで結ぶオンライン方式で実施しました。

生徒たちは「医療従事者に感謝を伝える活動」「感染対策の徹底」「今だからこそできるイベントの考案」などのアイデアを共有しました。緑岡中の生徒は「他校の仲間の意見を、活動に生かしたい」と話していました。